

○こども家庭庁 告示第二号
厚生労働省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 福岡 資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一

部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ (略) 注1～11 (略) 12 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に対してこども家庭庁支援局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長（以下「障害保健福祉部長」という。）が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> (1)～(4) (略) 13・14 (略) 15 注14の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉</u>	別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ (略) 注1～11 (略) 12 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に<u>届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> (1)～(4) (略) 13・14 (略) 15 注14の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に<u>届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に</u>

部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

16～20 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ・ロ (略)

注1～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に對して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を

50単位を加算する。

16～20 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ・ロ (略)

注1～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ

所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)～(3) (略) 10・11 (略) 12 注 11 の加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に</u>、更に 1 回につき所定単位数に 50 単位を加算する。 13～17 (略) 2～5 の 3 (略) 6 福祉・介護職員等処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所等</u>（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ (略) 2 (略) 第 3 同行援護 1 同行援護サービス費 イ～ト (略) 注 1～6 (略) 7 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事に対してこど</u>	かの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)～(3) (略) 10・11 (略) 12 注 11 の加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に 50 単位を加算する。 13～17 (略) 2～5 の 3 (略) 6 福祉・介護職員等処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に<u>届け出た</u>指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ (略) 2 (略) 第 3 同行援護 1 同行援護サービス費 イ～ト (略) 注 1～6 (略) 7 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>指定
--	--

も家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

8・9 (略)

10 注9の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

11～15 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

8・9 (略)

10 注9の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

11～15 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ～タ (略)

注1～5 (略)

6 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

7・8 (略)

9 注8の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

10～14 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ～タ (略)

注1～5 (略)

6 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

7・8 (略)

9 注8の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

10～14 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する

に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ・ロ （略）

注1・2 （略）

3 イの(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者（注2、注8又は注9に定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護の単位（指定療養介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。）において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員（注4から注8まで及び4の注1及び注2において「利用定員」という。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 イの(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の

。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ・ロ （略）

注1・2 （略）

3 イの(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者（注2、注8又は注9に定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位（指定療養介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。）において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員（注4から注8まで及び4の注1及び注2において「利用定員」という。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 イの(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数

指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

5 イの(3)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

6 イの(4)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。

7 イの(5)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

8 ロの(1)については、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護の単位において、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以

の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

5 イの(3)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

6 イの(4)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。

7 イの(5)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

8 ロの(1)については、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指

降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

9～13 (略)

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所におい

定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

9～13 (略)

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定

て、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

4 人員配置体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1の注8に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護の単位（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

2 ロについては、1の注4に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行ったもの（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1

日以後指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

4 人員配置体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1の注8に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

2 ロについては、1の注4に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たもの（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して

日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

5・5の2 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ～ハ (略)

注1～4 (略)

1の5 ロの(1)については、指定児童発達支援事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）又は指定通所介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。）において、共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準第93条の2に規定する共生型生活介

、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

5・5の2 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ～ハ (略)

注1～1の4 (略)

1の5 ロの(1)については、指定児童発達支援事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）又は指定通所介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。）において、共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準第93条の2に規定する共生型生活介

護をいう。以下同じ。)を行うものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の6 ロの(2)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、共生型生活介護を行うものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～11 (略)

12 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれも満たすものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った共生型生活介護事業所について、1日につき58単位を加算する。

(1)・(2) (略)

13 (略)

2 人員配置体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の

護をいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の6 ロの(2)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～11 (略)

12 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき58単位を加算する。

(1)・(2) (略)

13 (略)

2 人員配置体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業

合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(1の注1の(1)又は(2)に該当する者に限る。注2から注4までにおいて同じ。)に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算する。

- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965

所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(1の注1の(1)又は(2)に該当する者に限る。注2から注4までにおいて同じ。)に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算する。

- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届けた指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、

に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であつて区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項第 2 号、第 220 条第 1 項第 4 号若しくは附則第 4 条第 1 項又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号若しくは附則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により置くべき生活支援員（注 2 及び注 3 において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第 93 条の 2 第 1 号、第 93 条の 3 第 1 号若しくは第 93 条の 4 第 1 号の規定により置くべき従業者（注 2 及び注 3 において「共生型生活介護従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項第 2 号、第 220 条第 1 項第 4 号若しくは附則第 4 条第 1 項又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号若しくは附則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により置くべき生活支援員（注 2 及び注 3 において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第 93 条の 2 第 1 号、第 93 条の 3 第 1 号若しくは第 93 条の 4 第 1 号の規定により置くべき従業者（注 2 及び注 3 において「共生型生活介護従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

(1)～(10) (略)

注 看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算する。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様

(1)・(2) (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

(1)～(10) (略)

注 看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算する。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等におい

式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(I)又はロの人員配置体制加算(II)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、

て、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(I)又はロの人員配置体制加算(II)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、

当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。）として、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

4・5 (略)

6 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。）として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

4・5 (略)

6 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

7 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

8～10 (略)

8 リハビリテーション加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

2 ロについては、注1の(1)から(5)までのいずれも満たすものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 (略)

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定す

7 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

8～10 (略)

8 リハビリテーション加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

2 ロについては、注1の(1)から(5)までのいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 (略)

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定す

る支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。))にあっては、その配偶者に限る。))について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。))の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。))の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。))第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。))を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。))であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。))又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

11 延長支援加算

る支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。))にあっては、その配偶者に限る。))について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。))の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。))の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。))第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。))を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。))であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。))又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

11 延長支援加算

(1)～(4) (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算する。

12 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 12 において同じ。）において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。以下この 12 において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる

(1)～(4) (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算する。

12 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 12 において同じ。）において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。以下この 12 において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる

者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に 28 単位を加算する。

3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

13 の 2 就労移行支援体制加算

イ～チ (略)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第 13 の 1 の注 2 に規定する指定就労継続支援 A 型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）（過去 3 年間に於いて、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は

者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に 28 単位を加算する。

3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

13 の 2 就労移行支援体制加算

イ～チ (略)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第 13 の 1 の注 2 に規定する指定就労継続支援 A 型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）（過去 3 年間に於いて、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は

市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13の3 入浴支援加算

80 単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の4・13の5 (略)

13の6 栄養改善加算

200 単位

注 次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。))を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13の3 入浴支援加算

80 単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の4・13の5 (略)

13の6 栄養改善加算

200 単位

注 次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。))を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1)～(4) (略) 13 の 7 緊急時受入加算 100 単位 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った</u>指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算する。 13 の 8 (略) 14 福祉・介護職員等処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った</u>指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ (略) 2 (略) 第 7 短期入所 1 短期入所サービス費（1 日につき） イ～ホ (略) 注 1～4 (略) 4 の 2 イの(5)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で 1 人	(1)～(4) (略) 13 の 7 緊急時受入加算 100 単位 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして<u>都道府県知事又は市町村長に届け出た</u>指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算する。 13 の 8 (略) 14 福祉・介護職員等処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に<u>届け出た</u>指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ (略) 2 (略) 第 7 短期入所 1 短期入所サービス費（1 日につき） イ～ホ (略) 注 1～4 (略) 4 の 2 イの(5)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で 1 人
---	---

以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の3 イの(6)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、指定生活介護等、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の4 イの(7)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の5 イの(8)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指

以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の3 イの(6)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の4 イの(7)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の5 イの(8)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそ

定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の6 イの(9)については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。

4の7 イの(10)については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)、(8)又は(9)の算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）又は別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは

れぞれ所定単位数を算定する。

4の6 イの(9)については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。

4の7 イの(10)については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)、(8)又は(9)の算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）又は別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは

(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ロの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは

(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ロの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは

(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(4)又は(5)の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 13 の2 ニの(1)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所（指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する共生型短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型短期入所事業所」という。）において共生型短期入所を行うものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式に

- 12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(4)又は(5)の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 13 の2 ニの(1)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所（指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する共生型短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型短期入所事業所」という。）において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

による届出を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 の 3 ニの(2)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行うものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 の 4 ニの(3)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 の 5 ニの(4)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

14～15 の 6 (略)

15 の 7 ニについては、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障害福祉サービス基準第125条の2第2号又は第125条の3第2号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の(1)又は(2)に掲げる割合以上であるものとして、都道府

13 の 3 ニの(2)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 の 4 ニの(3)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 の 5 ニの(4)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

14～15 の 6 (略)

15 の 7 ニについては、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障害福祉サービス基準第125条の2第2号又は第125条の3第2号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の(1)又は(2)に掲げる割合以上であるものとして都道府県

県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

15 の 8 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に 100 単位を加算する。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に 200 単位を加算する。

16・17 (略)

2 (略)

2 の 2 常勤看護職員等配置加算

イ～ニ (略)

注 看護職員を常勤換算方法で 1 人以上配置しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障

知事に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

15 の 8 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に 100 単位を加算する。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に 200 単位を加算する。

16・17 (略)

2 (略)

2 の 2 常勤看護職員等配置加算

イ～ニ (略)

注 看護職員を常勤換算方法で 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等におい

害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、1の注16に該当する場合は、算定しない。

2の3・2の4 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に對してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に對してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 (略)

5 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚

て、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、1の注16に該当する場合は、算定しない。

2の3・2の4 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 (略)

5 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚

生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算する。

- 6 注5が算定されている指定短期入所事業所等であつて、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ～リ (略)

注1～8 (略)

- 9 リについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

6 栄養士配置加算

イ・ロ (略)

- 注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして、都道府県知事に対してこども家

生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算する。

- 6 注5が算定されている指定短期入所事業所等であつて、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ～リ (略)

注1～8 (略)

- 9 リについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

6 栄養士配置加算

イ・ロ (略)

- 注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期

家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

- 2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

7 (略)

8 食事提供体制加算 48 単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

9～11 (略)

12 送迎加算 186 単位

入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

- 2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

7 (略)

8 食事提供体制加算 48 単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

9～11 (略)

12 送迎加算 186 単位

注 1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 12 において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

13 日中活動支援加算 200 単位

注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1 のロの医療型短期入所サービス費又は 1 のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。

(1)～(3) （略）

13 の 2 ・ 13 の 3 （略）

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、

注 1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 12 において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

13 日中活動支援加算 200 単位

注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1 のロの医療型短期入所サービス費又は 1 のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。

(1)～(3) （略）

13 の 2 ・ 13 の 3 （略）

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た

当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ （略）

2 （略）

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ～ハ （略）

注1・2 （略）

3 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3の2 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事

だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ （略）

2 （略）

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ～ハ （略）

注1・2 （略）

3 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3の2 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事

業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。

4～6 (略)

7 ロが算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に100単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。

8～12 (略)

2～2の4 (略)

2の5 送迎加算 186単位

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定重度障害者等包括支援事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この2の4において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所と

態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。

4～6 (略)

7 ロが算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に100単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。

8～12 (略)

2～2の4 (略)

2の5 送迎加算 186単位

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定重度障害者等包括支援事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この2の4において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、指定

の間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。

2 (略)

2の6 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業者が、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の7 精神障害者地域移行特別加算 300 単位

注 指定障害福祉サービス基準第135条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第127条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会

重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。

2 (略)

2の6 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の7 精神障害者地域移行特別加算 300 単位

注 指定障害福祉サービス基準第135条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第127条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年

福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の8 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の9 （略）

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同

以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の8 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の9 （略）

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該

じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

2 (略)

第9 施設入所支援

1 (略)

2 夜勤職員配置体制加算

(1)～(3) (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

3 重度障害者支援加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。)の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定施設入所支援等の単位において、指

基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

2 (略)

第9 施設入所支援

1 (略)

2 夜勤職員配置体制加算

(1)～(3) (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

3 重度障害者支援加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。)の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定

定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に22単位を加算する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5・6 (略)

7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定

単位数を加算する。

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に22単位を加算する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5・6 (略)

7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加

単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

- 8 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

9・10 (略)

4 夜間看護体制加算 60 単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視

算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

- 8 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

9・10 (略)

4 夜間看護体制加算 60 単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視

覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～8 (略)

8の2 地域移行促進加算

覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～8 (略)

8の2 地域移行促進加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注1において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

10 栄養マネジメント加算 12単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様

イ・ロ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注1において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

10 栄養マネジメント加算 12単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等につい

式による届出を行った指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。	て、1日につき所定単位数を加算する。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
11・12 (略)	11・12 (略)
12の2 口腔衛生管理体制加算 30 単位	12の2 口腔衛生管理体制加算 30 単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。</u>	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
12の3 口腔衛生管理加算 90 単位	12の3 口腔衛生管理加算 90 単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、12の2の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。</u>	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、12の2の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
13 (略)	13 (略)
13の2 地域移行支援体制加算	13の2 地域移行支援体制加算
イ～ヘ (略)	イ～ヘ (略)
注 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして、<u>都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。</u>	注 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。
13の3 通院支援加算 17 単位	13の3 通院支援加算 17 単位

注 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定する。

13の4 (略)

13の5 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

2 ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

13の6 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定する。

13の4 (略)

13の5 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

2 ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

13の6 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略) 2 (略) 第 10 自立訓練（機能訓練） 1 機能訓練サービス費（1 日につき） イ～ニ (略) 注 1・2 (略) 2 の 2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして、<u>都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った</u>1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。 2 の 3 ハについては、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第 162 条の 2 に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）において、共生型自立訓練（機能訓練）を行うものとして、<u>都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（機能訓練）事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。</u> 3～4 の 6 (略) 4 の 7 ハについては、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして、<u>都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った共生型自立訓練（機能訓練）事業所について、1 日につき 58 単位を加算する。</u> (1)・(2) (略)	イ～ハ (略) 2 (略) 第 10 自立訓練（機能訓練） 1 機能訓練サービス費（1 日につき） イ～ニ (略) 注 1・2 (略) 2 の 2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に<u>届け出た</u>1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。 2 の 3 ハについては、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第 162 条の 2 に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）において、共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（機能訓練）事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。 3～4 の 6 (略) 4 の 7 ハについては、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>共生型自立訓練（機能訓練）事業所について、1 日につき 58 単位を加算する。 (1)・(2) (略)
--	---

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号、第162条の3第2号若しくは第162条の4第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号、第162条の3第2号若しくは第162条の4第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓

祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1の3 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する

訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1の3 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する

利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3・4 （略）

4の2 リハビリテーション加算

イ・ロ （略）

注1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして、都道府県知事若しくは市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合又は次の(1)から(6)までの基準のいずれにも適合するものとして、都道府県知事若しくは市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(6) （略）

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3・4 （略）

4の2 リハビリテーション加算

イ・ロ （略）

注1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合又は次の(1)から(6)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(6) （略）

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立

実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イのリハビリテーション加算(I)を算定している場合は、算定しない。

5 （略）

6 食事提供体制加算 30 単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）、低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者又は低所得者等である病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所若しくは病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) （略）

7 送迎加算

イ・ロ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者

訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イのリハビリテーション加算(I)を算定している場合は、算定しない。

5 （略）

6 食事提供体制加算 30 単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）、低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者又は低所得者等である病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所若しくは病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) （略）

7 送迎加算

イ・ロ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置

支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 7 において同じ。）において、利用者（当該指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ （略）

注 1～3 （略）

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

8 の 2 社会生活支援特別加算 480 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場

する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 7 において同じ。）において、利用者（当該指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ （略）

注 1～3 （略）

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

8 の 2 社会生活支援特別加算 480 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他

合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ （略）

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間に於いて、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

8の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長

の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ （略）

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間に於いて、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

8の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機

が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 （略）

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ～ヘ （略）

注1・2 （略）

2の2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った

能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 （略）

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ～ヘ （略）

注1・2 （略）

2の2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）

1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 （略）

4の2 ホについては、共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第171条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）において、共生型自立訓練（生活訓練）を行うものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（生活訓練）事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5～6の6 （略）

6の7 ホについては、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った共生型自立訓練（生活訓練）事業所について、1日につき58単位を加算する。

(1)・(2) （略）

7 （略）

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下この1の2及び9において「生活支援員等」と

事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 （略）

4の2 ホについては、共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第171条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）において、共生型自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（生活訓練）事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5～6の6 （略）

6の7 ホについては、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型自立訓練（生活訓練）事業所について、1日につき58単位を加算する。

(1)・(2) （略）

7 （略）

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下この1の2及び9において「生活支援員等」と

いう。)又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立訓練(生活訓練)従業者」という。))として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。))において、指定自立訓練(生活訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。))を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算する。

- 2 ロについては、生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するも

いう。)又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立訓練(生活訓練)従業者」という。))として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。))において、指定自立訓練(生活訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。))を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算する。

- 2 ロについては、生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するも

のとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1の3 地域移行支援体制強化加算 55単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算する。

1の4 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練（生

のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1の3 地域移行支援体制強化加算 55単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算する。

1の4 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練（生

活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（１のロに規定する生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。以下この２において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に１００分の５０を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第１６６条、第１７１条の２第２号、第１７１条の３第４号若しくは第２２０条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第３号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を４０で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

- ２ ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に１００分の３０を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第１６６条、第１７１条の２第２号、第１７１条の３第４号若しくは第２２０条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第３号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）

活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（１のロに規定する生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。以下この２において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に１００分の５０を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第１６６条、第１７１条の２第２号、第１７１条の３第４号若しくは第２２０条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第３号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を４０で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

- ２ ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に１００分の３０を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第１６６条、第１７１条の２第２号、第１７１条の３第４号若しくは第２２０条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第３号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）

等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算

41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者（1 のロに規定する生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

3 ～ 4 の 2 （略）

4 の 3 個別計画訓練支援加算

イ・ロ （略）

注 1 イについては、次の(1)から(6)までの基準のいずれも満たすものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(1)～(6) （略）

2 ロについては、注 1 の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対

等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算

41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者（1 のロに規定する生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

3 ～ 4 の 2 （略）

4 の 3 個別計画訓練支援加算

イ・ロ （略）

注 1 イについては、次の(1)から(6)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(1)～(6) （略）

2 ロについては、注 1 の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け

して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った
指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別訓練
実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓
練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位
数を加算する。ただし、イの個別計画訓練支援加算(I)
を算定している場合は、算定しない。

5 短期滞在加算

イ・ロ （略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの
として、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉
部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活
訓練）事業所等が、利用者（1のハの生活訓練サービス費
(Ⅲ)又はニの生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く
。）に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主
として夜間において家事等の日常生活能力を向上するため
の支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所
定単位数を算定する。

5の2 （略）

5の3 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者
が通常の事業所に雇用されているとして、都道府県知事に対
して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定
宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にお
いて、主として日中において、職場での対人関係の調整や相
談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるた
めに必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につ
き所定単位数を加算する。

5の4～5の8 （略）

5の9 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの
として、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式

出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別
訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自
立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定
単位数を加算する。ただし、イの個別計画訓練支援加算
(I)を算定している場合は、算定しない。

5 短期滞在加算

イ・ロ （略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの
として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練
（生活訓練）事業所等が、利用者（1のハの生活訓練サー
ビス費(Ⅲ)又はニの生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者
を除く。）に対し、居室その他の設備を利用させるととも
に、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上す
るための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につ
き所定単位数を算定する。

5の2 （略）

5の3 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者
が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け
出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事
業所において、主として日中において、職場での対人関係の
調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着
させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、
1日につき所定単位数を加算する。

5の4～5の8 （略）

5の9 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの
として都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定

による届出を行った指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

5の10 精神障害者地域移行特別加算 300単位

注 指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、5の9の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

5の11 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練

自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

5の10 精神障害者地域移行特別加算 300単位

注 指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、5の9の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

5の11 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設

(生活訓練)事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 (略)

7 食事提供体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託している

等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 (略)

7 食事提供体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託している

こと等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準
当該自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提
供のための体制を整えているものとして、都道府県知事
又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式に
よる届出を行った当該指定自立訓練（生活訓練）事業所
等又は基準当該自立訓練（生活訓練）事業所において、
注 1 の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を
行った場合に、令和 9 年 3 月 31 日までの間、1 日につ
き所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ （略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの
として、都道府県知事に對して障害保健福祉部長が定める
様式による届出を行った精神科病院（精神科病院以外の病
院で精神病床（医療法第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる精神病
床をいう。以下この注及び第 12 の 8 において同じ。）が
設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転
換して指定自立訓練（生活訓練）又は第 12 の 1 の注 1 に
規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指
定自立訓練（生活訓練）事業所又は第 12 の 1 の注 3 に規
定する指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行
支援事業所であって、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の
施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第 12 の 8 の
注において「精神障害者退院支援施設」という。）である
指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床にお
おむね 1 年以上入院していた精神障害者（法第 4 条第 1 項
に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）その他これに
準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、
1 日につき所定単位数を算定する。

9 夜間支援等体制加算

イ～ハ （略）

こと等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準
当該自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提
供のための体制を整えているものとして都道府県知事又
は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事
業所等又は基準当該自立訓練（生活訓練）事業所におい
て、注 1 の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提
供を行った場合に、令和 9 年 3 月 31 日までの間、1 日
につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ （略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの
として都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以
外の病院で精神病床（医療法第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる
精神病床をいう。以下この注及び第 12 の 8 において同じ
。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病
床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第 12 の 1 の
注 1 に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供
する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第 12 の 1 の注
3 に規定する指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就
労移行支援事業所であって、法附則第 1 条第 3 号に掲げる
規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第 12
の 8 の注において「精神障害者退院支援施設」という。）
である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病
床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者（法第 4 条
第 1 項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）その他
これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場
合に、1 日につき所定単位数を算定する。

9 夜間支援等体制加算

イ～ハ （略）

注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)又はロの夜間支援等体制加算(II)の算定対象となる利用者については、算定しない。

10 看護職員配置加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、健康上の管理などの必要がある利用者

注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)又はロの夜間支援等体制加算(II)の算定対象となる利用者については、算定しない。

10 看護職員配置加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、健康上の管理などの必要がある利用者

がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 送迎加算

イ・ロ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び当該指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 送迎加算

イ・ロ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び当該指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

12の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするも

2 (略)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

12の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするも

のが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間に於いて、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に於じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

12の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者、1のハの生活訓練サービス費Ⅲ又はニの生活訓練サービス費Ⅳを受けている者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

12の5 （略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又

のが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間に於いて、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に於じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

12の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者、1のハの生活訓練サービス費Ⅲ又はニの生活訓練サービス費Ⅳを受けている者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

12の5 （略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞ

は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第11の2 就労選択支援

1 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ （略）

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

みの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第11の2 就労選択支援

1 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ （略）

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

- 5 食事提供体制加算 30単位
注 低所得者等である利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労選択支援事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労選択支援事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定就労選択支援事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算す

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択事業所において、指定指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

- 5 食事提供体制加算 30単位
注 低所得者等である利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労選択支援事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労選択支援事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労選択支援事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

る。

(1)～(3) (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第173条の3の規定により置くべき就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

(1)～(3) (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第173条の3の規定により置くべき就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労選択支援事業所（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 9 において同じ。）において、利用者（当該指定就労選択支援事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労選択支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

第 12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1 日につき）

イ・ロ (略)

注 1・2 (略)

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労選択支援事業所（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 9 において同じ。）において、利用者（当該指定就労選択支援事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労選択支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

第 12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1 日につき）

イ・ロ (略)

注 1・2 (略)

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第 176 条第 1 項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注 3 及び注 4 の 2 並びに 2 において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第 13 の 1 の注 2 に規定する指定就労継続支援 A 型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注 4 及び注 4 の 3 並びに 12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第 176 条第 1 項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注 3 及び注 4 の 2 並びに 2 において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第 13 の 1 の注 2 に規定する指定就労継続支援 A 型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注 4 及び注 4 の 3 並びに 12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労

定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ロについては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する認定指定就労移行支援事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4の2～10 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ （略）

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。

移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ロについては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する認定指定就労移行支援事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4の2～10 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ （略）

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。

注 2 において同じ。) が当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 175 条若しくは第 176 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 175 条若しくは第 176 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

3 高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定め

注 2 において同じ。) が当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 175 条若しくは第 176 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 175 条若しくは第 176 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

3 高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定め

る施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30 単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定就労移行支援事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第

る施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30 単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第

1 項若しくは第 176 条第 1 項又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員（注 2 及び注 3 において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

10・11 (略)

12 就労支援関係研修修了加算 6 単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として 1 年以上の

1 項若しくは第 176 条第 1 項又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員（注 2 及び注 3 において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

10・11 (略)

12 就労支援関係研修修了加算 6 単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として 1 年以上の

実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は、算定しない。

13 移行準備支援体制加算 41 単位

注 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（当該指定就労移行支援事業所等と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は、算定しない。

13 移行準備支援体制加算 41 単位

注 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（当該指定就労移行支援事業所等と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

15の2・15の3 (略)

15の4 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

15の5 (略)

15の6 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

15の2・15の3 (略)

15の4 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

15の5 (略)

15の6 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

15 の 7 (略)

16 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第 13 就労継続支援 A 型

1 就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）

イ・ロ (略)

注 1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援 A 型事業所（指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援 A 型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行ったものに限る。）において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和 3 年厚生労働省告示第 88 号）の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。）に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公

15 の 7 (略)

16 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第 13 就労継続支援 A 型

1 就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）

イ・ロ (略)

注 1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援 A 型事業所（指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援 A 型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和 3 年厚生労働省告示第 88 号）の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。）に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援 A 型事業所等（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するも

共団体が設置する指定就労継続支援 A 型事業所等（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行ったものに限る。）の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、指定就労継続支援 A 型事業所等（イの就労継続支援 A 型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援 A 型事業所等を除く。）において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った評価点に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援 A 型事業所等（イの就労継続支援 A 型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援 A 型事業所等を除く。）の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

3 の 2 （略）

- 4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) （略）

- (3) 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 196 条の 3 又は指定障害者支援施設基準附則第 13 条の 3 に規定する基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行っていない場合 100 分の 85

5 ～ 9 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ （略）

のとして都道府県知事に届け出たものに限る。）の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、指定就労継続支援 A 型事業所等（イの就労継続支援 A 型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援 A 型事業所等を除く。）において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た評価点に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援 A 型事業所等（イの就労継続支援 A 型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援 A 型事業所等を除く。）の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

3 の 2 （略）

- 4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) （略）

- (3) 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 196 条の 3 又は指定障害者支援施設基準附則第 13 条の 3 に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100 分の 85

5 ～ 9 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ （略）

注 1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 A 型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に 2 を乗じて得た数とする。注 2 において同じ。）が当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 A 型等の利用者の数が当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算

41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利

注 1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 A 型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に 2 を乗じて得た数とする。注 2 において同じ。）が当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 A 型等の利用者の数が当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算

41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利

用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

。 2 ロについては、1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士

2 ロについては、1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士

、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、

1 日につき所定単位数を加算する。
2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

9・10 (略)

11 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級（国民年金法（昭和 34 年法律第 131 号）に基づく障害基礎年

、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

9・10 (略)

11 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級（国民年金法（昭和 34 年法律第 131 号）に基づく障害基礎年

金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

12 賃金向上達成指導員配置加算

イ～ホ (略)

注 指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員(生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画(以下「賃金向上計画」という。)を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。))を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ(職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善を図られることをいう。))を図るための措置を講じているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等において、

金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

12 賃金向上達成指導員配置加算

イ～ホ (略)

注 指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員(生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画(以下「賃金向上計画」という。)を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。))を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ(職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善を図られることをいう。))を図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員

指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

14の2 (略)

14の3 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式

に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1～3 (略)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

14の2 (略)

14の3 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等

による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援A型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

14の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

14の5 （略）

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援A型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

14の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

14の5 （略）

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 (略)

第 14 就労継続支援 B 型

1 就労継続支援 B 型サービス費 (1 日につき)

イ～ヘ (略)

ト 基準該当就労継続支援 B 型サービス費

次の算式により算定した数とロの(1)から(5)までに掲げる利用定員(基準該当就労継続支援 B 型(指定障害福祉サービス基準第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。))の事業を行う社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項第 4 号に規定する授産施設(以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。))の利用定員をいう。))及び平均工賃月額(2 の注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の利用者(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を受けるものを除く。))に対して支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第 201 条第 1 項(指定障害福祉サービス基準第 223 条第 5 項において準用する場合を含む。))、第 205 条第 1 項又は指定障害者支援施設基準附則第 9 条第 1 項に定める工賃をいう。以下同じ。))の一月あたりの平均額として、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行ったものをいう。以下同じ。))に応じ、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援 B 型事業所の場合にあっては、それぞれロの(1)から(5)

2 (略)

第 14 就労継続支援 B 型

1 就労継続支援 B 型サービス費 (1 日につき)

イ～ヘ (略)

ト 基準該当就労継続支援 B 型サービス費

次の算式により算定した数とロの(1)から(5)までに掲げる利用定員(基準該当就労継続支援 B 型(指定障害福祉サービス基準第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。))の事業を行う社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項第 4 号に規定する授産施設(以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。))の利用定員をいう。))及び平均工賃月額(2 の注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の利用者(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を受けるものを除く。))に対して支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第 201 条第 1 項(指定障害福祉サービス基準第 223 条第 5 項において準用する場合を含む。))、第 205 条第 1 項又は指定障害者支援施設基準附則第 9 条第 1 項に定める工賃をいう。以下同じ。))の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。))に応じ、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援 B 型事業所の場合にあっては、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の 1000

までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

算式

(略)

注 1 (略)

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 B 型事業所（指定障害福祉サービス基準第 198 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注 2 から注 7 までにおいて「特定指定就労継続支援 B 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援 B 型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った特定指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援 B 型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った特定指定就労継続支援 B 型事業所等又は特定基準該当障害

分の 965 に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

算式

(略)

注 1 (略)

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所（指定障害福祉サービス基準第 198 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注 2 から注 7 までにおいて「特定指定就労継続支援 B 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援 B 型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援 B 型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援 B 型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援 B

福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

7～16 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援B型

型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

7～16 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援B型

等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 B 型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援 B 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 B 型等の利用者の数が当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算

41 単位

等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援 B 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 B 型等の利用者の数が当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算

41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に 100分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)又はロの就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援B型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に 100分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)又はロの就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援B型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行

合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又はホの就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のへの就労継続支援B型サービス費(Ⅶ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行

った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又はホの就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のへの就労継続支援B型サービス費(Ⅶ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数

った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2～6 (略)

7 食事提供体制加算 30 単位

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは第5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障

に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2～6 (略)

7 食事提供体制加算 30 単位

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは第5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指

害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

8の2 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了

定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

8の2 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対し

者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

9～11 (略)

12 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

13 目標工賃達成指導員配置加算

イ～ホ (略)

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知

て相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

9～11 (略)

12 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

13 目標工賃達成指導員配置加算

イ～ホ (略)

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事

事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の2 目標工賃達成加算

10単位

注 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成したものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、当該工賃目標は当該工賃目標の対象となる年度（以下この注において「目標年度」という。）の前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならない。

14 送迎加算

イ・ロ （略）

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の2 目標工賃達成加算

10単位

注 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、当該工賃目標は当該工賃目標の対象となる年度（以下この注において「目標年度」という。）の前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならない。

14 送迎加算

イ・ロ （略）

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援B型事業所又は指定障

用者（当該指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ （略）

注1～3 （略）

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

16 （略）

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

16の3 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長

害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ （略）

注1～3 （略）

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

16 （略）

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

16の3 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援

が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

16の4 （略）

17 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

(1)～(7) （略）

注1 （略）

2 指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日にお

B型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

16の4 （略）

17 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ （略）

2 （略）

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

(1)～(7) （略）

注1 （略）

2 指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該

いて指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間に於いて就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間に於いて指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に於じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に於いて当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に於いて当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

3～11 (略)

2・3 (略)

4 就労定着実績体制加算 300 単位

注 過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の占める割合が前年度において100分の70以上として、都道府県知事に對

前年度の末日から起算して過去3年間に於いて就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間に於いて指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に於じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に於いて当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に於いて当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

3～11 (略)

2・3 (略)

4 就労定着実績体制加算 300 単位

注 過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け

して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120 単位

注 別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

2 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までに

出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120 単位

注 別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

2 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までに

において同じ。) で除して得た数が 30 未満として、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、注 1 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

4 イの(2)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、注 1 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

5 ロの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 未満として、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、注 2 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、注 2 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

7 ~ 12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働

において同じ。) で除して得た数が 30 未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注 1 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

4 イの(2)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注 1 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

5 ロの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注 2 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注 2 に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

7 ~ 12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告

働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）第 15 号のイの(1)の（四）に規定する拠点コーディネーターをいう。） 1 人につき、当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者（指定相談基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とする。

2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注 1 イについては、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定

示第 551 号）第 15 号のイの(1)の（四）に規定する拠点コーディネーターをいう。） 1 人につき、当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者（指定相談基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とする。

2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注 1 イについては、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業

める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

3 ピアサポート体制加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に對して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4～5 (略)

6 緊急時支援加算

イ・ロ (略)

注 1 (略)

2 イの緊急時支援加算(I)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

3 (略)

7・8 (略)

9 居住支援連携体制加算 35 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第51条

所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

3 ピアサポート体制加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4～5 (略)

6 緊急時支援加算

イ・ロ (略)

注 1 (略)

2 イの緊急時支援加算(I)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

3 (略)

7・8 (略)

9 居住支援連携体制加算 35 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議

第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。) に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第 15 共同生活援助

1・1 の 2 (略)

1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1 日につき）

イ～ハ (略)

注 1 イについては、障害者（身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 12 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指

会をいう。以下同じ。) に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ニ (略)

2 (略)

第 15 共同生活援助

1・1 の 2 (略)

1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1 日につき）

イ～ハ (略)

注 1 イについては、障害者（身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 12 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指

定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。注2及び注3において同じ。)(注3に規定する障害者を除く。))
に対し、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。))において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。))を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2～9 (略)

1の2の3～1の3 (略)

1の3の2 人員配置体制加算

イ～カ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合(一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この1の3の2において同じ。))に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日に

定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。注2及び注3において同じ。)(注3に規定する障害者を除く。))
に対し、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。))において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。))を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2～9 (略)

1の2の3～1の3 (略)

1の3の2 人員配置体制加算

イ～カ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合(一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この1の3の2において同じ。))に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定して

つき所定単位数を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を

いる場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所

行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

8 チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホからトまでを算定している場合は、算定しない。

9 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービ

定単位数を加算する。

6 ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

8 チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホからトまでを算定している場合は、算定しない。

9 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9

ス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

10 ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

11 ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8

年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

10 ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

11 ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の

時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。) を加算する。ただし、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

12 ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

13 ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

14 カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、ワを算定している場合は、算定しない。

1 の 4 福祉専門職員配置等加算
イ～ハ (略)

100 分の 95 に相当する単位数とする。) を加算する。ただし、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

12 ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

13 ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

14 カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、ワを算定している場合は、算定しない。

1 の 4 福祉専門職員配置等加算
イ～ハ (略)

- 注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項、第 213 条の 4 第 1 項若しくは第 213 条の 14 第 1 項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項若しくは第 213 条の 4 第 1 項の規定により置くべき生活支援員（注 2 及び注 3 において「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において

- 注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項、第 213 条の 4 第 1 項若しくは第 213 条の 14 第 1 項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項若しくは第 213 条の 4 第 1 項の規定により置くべき生活支援員（注 2 及び注 3 において「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専

、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1 の 4 の 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に 2 を乗じて得た数とする。

注 2 において同じ。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 208 条（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）、第 213 条の 4（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第 213 条の 14 に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 208 条（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場

門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1 の 4 の 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に 2 を乗じて得た数とする。

注 2 において同じ。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 208 条（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）、第 213 条の 4（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第 213 条の 14 に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 208 条（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場

合を含む。）、第 213 条の 4（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第 213 条の 14 に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 4 の 3 看護職員配置加算 70 単位

注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 4 の 4 高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 4 の 5 ピアサポート実施加算 100 単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第 4 条第 1 項に規定する障害者（以下この注及び 1 の 4 の 6 において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（

合を含む。）、第 213 条の 4（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第 213 条の 14 に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 4 の 3 看護職員配置加算 70 単位

注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 4 の 4 高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 4 の 5 ピアサポート実施加算 100 単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第 4 条第 1 項に規定する障害者（以下この注及び 1 の 4 の 6 において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注及び 1 の 4 の 6 において「障害者等」と

以下この注及び1の4の6において「障害者等」という。)である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

1の4の6 退居後ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

1の5 夜間支援等体制加算

イ～ヘ (略)

注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福

いいう。)である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

1の4の6 退居後ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

1の5 夜間支援等体制加算

イ～ヘ (略)

注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活

祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)又はロの夜間支援等体制加算(II)の算定対象となる利用者については、算定しない。

4 ニについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。注5及び注6において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に

援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)又はロの夜間支援等体制加算(II)の算定対象となる利用者については、算定しない。

4 ニについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。注5及び注6において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ホについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)の算定対象となる利用者については、加算しない。

6 ヘについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)又はホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、加算しない。

5 ホについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)の算定対象となる利用者については、加算しない。

6 ヘについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)又はホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、加算しない。

1 の 5 の 2 夜勤職員加配加算 149 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 6 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

1 の 5 の 2 夜勤職員加配加算 149 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

1 の 6 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

- 4 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5～8 （略）

1の7 医療的ケア対応支援加算 120単位

注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6のイの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

- 4 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5～8 （略）

1の7 医療的ケア対応支援加算 120単位

注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6のイの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

1 の 8 ・ 1 の 9 （略）

2 自立生活支援加算

イ～ハ （略）

注 1 ・ 2 （略）

3 ハについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、イを算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に 1 月につき 35 単位を加算する。

5 （略）

3 ～ 5 （略）

6 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等が、厚生労働

1 の 8 ・ 1 の 9 （略）

2 自立生活支援加算

イ～ハ （略）

注 1 ・ 2 （略）

3 ハについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、イを算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に 1 月につき 35 単位を加算する。

5 （略）

3 ～ 5 （略）

6 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共

大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

6の2 精神障害者地域移行特別加算 300単位

注 指定障害福祉サービス基準第211条の3（第213条の11において準用する場合を含む。）又は第213条の19に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、6の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

6の3 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者

同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

6の2 精神障害者地域移行特別加算 300単位

注 指定障害福祉サービス基準第211条の3（第213条の11において準用する場合を含む。）又は第213条の19に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、6の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

6の3 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもの

であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。

6の4 強度行動障害者体験利用加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。

7 医療連携体制加算

イ～ト (略)

注1～6 (略)

7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

8 通勤者生活支援加算 18単位

のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。

6の4 強度行動障害者体験利用加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。

7 医療連携体制加算

イ～ト (略)

注1～6 (略)

7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

8 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち 100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

8 の 2 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

8 の 3 (略)

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において

注 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち 100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

8 の 2 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

8 の 3 (略)

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注 2 において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を

同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ (略) 2 (略)	行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ (略) 2 (略)
--	---

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 計画相談支援給付費単位数表 1 計画相談支援費 イ・ロ (略) 注1 (略) (1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</u>（以下「障害保健福祉部長」という。）が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「指定基準」という。）第 3 条第 1 項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第 2 項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11 において同じ。）（前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第 1 項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第 4 項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）（前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」とい	別表 計画相談支援給付費単位数表 1 計画相談支援費 イ・ロ (略) 注1 (略) (1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に<u>届け出た</u>指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「指定基準」という。）第 3 条第 1 項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第 2 項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11 において同じ。）（前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第 1 項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第 4 項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）（前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、

う。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

3～12 (略)

13 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サー

機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

3～12 (略)

13 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費(I)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)

ビス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）第 2 号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。） 1 人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 206 条の 14 に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とする。

2・3 （略）

4 主任相談支援専門員配置加算

注 1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして、市町村長に対して

の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）第 2 号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。） 1 人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 206 条の 14 に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とする。

2・3 （略）

4 主任相談支援専門員配置加算

注 1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た

<u>こども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所</u>において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ (略) 2 (略) 5～11 (略) 12 行動障害支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式により届け出た指定特定相談支援事業所</u>は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ (略) 13 要医療児者支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所</u>は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ (略) 14 精神障害者支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>市町村長に対してこども家庭庁支援局長</u>	指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ (略) 2 (略) 5～11 (略) 12 行動障害支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に<u>届け出た指定特定相談支援事業所</u>は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ (略) 13 要医療児者支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に<u>届け出た指定特定相談支援事業所</u>は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ (略) 14 精神障害者支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に<u>届け出た指定特定相談支援事業</u>
---	---

及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ （略）	所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ （略）
14 の 2 高次脳機能障害支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所</u>は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ （略）	14 の 2 高次脳機能障害支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に<u>届け出た指定特定相談支援事業所</u>は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ・ロ （略）
15 ピアサポート体制加算 100 単位 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>市長村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所</u>において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	15 ピアサポート体制加算 100 単位 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に<u>届け出た指定特定相談支援事業所</u>において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、<u>市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所</u>が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業	16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に<u>届け出た指定特定相談支援事業所</u>が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短

者をいう。) に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者 1 人につき 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）別表の第 2 の 1 の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サ

期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者 1 人につき 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）別表の第 2 の 1 の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談

ービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。 18 （略）	支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。 18 （略）
---	--

附 則

（適用期日）

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用の日前にこの告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」という。）の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された届出については、この告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の規定により行われた届出とみなす。